

## 過量販売の被害にご注意ください!

### ● 過量販売とは？

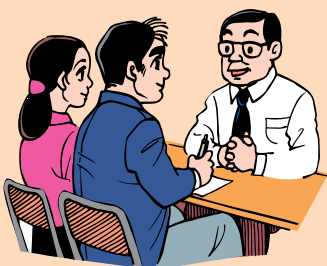
過量販売とは、訪問販売で同じ消費者に対して、日常生活で通常必要とされる量を大きく超える商品を販売したりサービスを提供したりすることです。

また、同じ消費者に何度も住宅リフォームをさせたり、健康食品など同種の商品やサービスを繰り返し販売したりすることを次々販売といいます。

代金支払いのために消費者の財産を奪ったり、多額のクレジット支払いを負わせたりすることがあります。過量販売とみなされる契約は法律で禁止されていて、締結してから1年間は契約の解除が可能です。

### ● 過量販売のパターン

1. 1回の契約で、日常生活で通常必要とされる量を大きく超える商品やサービスを販売する。
  - ▶ 1回の契約で大量の健康食品を購入させる
  - ▶ 何年もの長期にわたる学習教材の契約を一度にさせる など
2. 同種商品やサービスの次々販売。同じような商品やサービスを次々に繰り返し契約させることで、通常必要とする量を大きく超えることになる契約。
  - ▶ 同じ消費者を頻繁に訪問して、同じような健康食品を何度も購入させる
  - ▶ 訪問着の次に留袖、喪服などと何度も展示会に招いて購入させる など
3. すでにその消費者が大量に商品を保有しているのに、同じような商品を次々に販売する。
  - ▶ 既に押入れを塞ぐほど大量のふとんを消費者が持っていることを知りながら、更にふとん類を繰り返し販売する
  - ▶ 既に部屋中にたくさんの健康食品があることが判るのに、更に同じような健康食品を販売する など

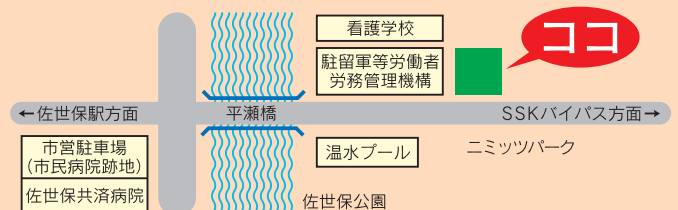


## 佐世保市消費生活センター

佐世保市平瀬町3番地1

☎ 22-2591

— 毎月1日は省エネの日 —



■ 相談受付時間…8:30～17:15

■ 閉 所 日…土・日・祝日

【相談をする際の注意点】

1. 相談は原則として佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしておりません。

## 問題の起きやすい商品・サービス

法律の規制対象となる過量販売は、訪問販売で同じ種類の商品やサービスを販売することです。消費者の暮らし方や家族構成によって過量と判断する基準は異なりますが、身に着けるものは通常同じものを何個も持つ必要はありませんし、健康食品を1年分も買う必要はないはずです。

問題が起きやすい主な商品やサービスは下記のようなものです。

商品・サービス	契約上の問題点
健康食品	何年分もの健康食品を一度に、あるいは長期間に渡り次々に契約させる。
着物	何枚もの着物を購入させる。
アクセサリ	最初にネックレスを買くと、次は材質が異なるネックレスやチェーンのデザインを変えたネックレスと不必要なものまで言葉巧みに契約させる。展示会に呼び出されて契約することが多い。
ふとん	綿掛けふとんの次に敷きふとん、さらに羽毛ふとんなど、使用量を超えるふとん類を購入させる。
浄水器	浄水器をキッチンのほか、浴室や洗面所にまで設置するよう勧めたりする。
化粧品	使い切るのに何年かかるのか見当がつかないほど大量の化粧品を購入させる。
学習教材	何年分もの学習教材を一度に購入させる。
住宅リフォーム	屋根ふき替えの次に外壁、内装、門扉、などと次々に工事契約させる。

## 相談事例

### ■事例（相談者：80歳代女性）

「国の規則で決まっているから水質検査に来た」と、業者が突然訪問し、「水道管が汚れている。簡易な浄水器をつけた方が良い。」と言われたので水道管の洗浄と浄水器を設置してもらい、代金16万円を支払った。2週間後に同じ業者が再び訪れ、「もう一度水質を確認する」と言われたため検査してもらったところ、「まだ菌が含まれている。除菌効果の高い浄水器をもうひとつ設置しないと身体に悪い」との説明を受けて契約した。今回の浄水器は40万円もするので、支払いが困難であるから解約をしたい。

### ■センターの対応

浄水器の次々販売と考えられたため、業者と交渉して2台目の浄水器の契約は解除してもらいました。最初の訪問時に販売目的を明らかにしていないことに問題点があると考えられましたが、業者はそのように告げて来訪したことを否定。相談者も最初の浄水器は納得して契約したので、このままにしておきたいとのことでした。



# 多重債務相談会を実施しております

消費生活センターでは、借金に困っている方からの相談を受け付けています（ヤミ金融に関する相談も含めます）。

借金は一人で悩んでいても解決する問題ではなく、「専門家に相談する」ことが非常に大切です。多重債務の相談窓口で相談することにより、問題解決のきっかけをつかまれた方がたくさんいます。

長崎県弁護士会佐世保支部のご協力により、下記のとおり借金に関する弁護士相談会を実施しております。

相談にかかる費用は無料です。ぜひ消費生活センターまでお問い合わせください。



◆日 時……毎月第1火曜日 13:00～16:00

◆場 所……消費生活センター（平瀬町3-1）

◆費 用……無料

※あらかじめの予約が必要になります。まずは、消費生活センターまでお電話ください。

# 11月1日は計量記念日です

消費生活センターでは、相談業務のほかに「計量」に関する業務も行っています。

計量業務では、スーパーや病院などにあるはかりや体重計が正しいかどうかを検査するのが主な仕事です。はかりが正しくなければ、消費者であるみなさんが毎日買う肉や魚などの値段が変わってしまい、場合によってはみなさんが損をしてしまうこともあるでしょう。計量はみなさんの消費生活に密接に関わっています。

計量の仕事内容を定めた現在の「計量法」が施行された平成5年11月1日にちなみ、11月1日は「計量記念日」となっています。

みなさんもスーパー等で買って来た肉や魚の内容量の表示が正しく入っているかどうか、試しに計ってみられてはいかがでしょうか？

また、消費生活センターでは家庭用のはかりについて、正しい重さが計られているか無料で検査をしております。

お問い合わせは消費生活センターまで！

